

第1章 計画の枠組み

1 計画の目的

この計画は、「日野市男女平等基本条例（平成14年4月1日施行）」に基づき、市民・事業者・行政の連携・協働のもとに、家庭・職場・地域・学校などあらゆる場面（分野）で男女平等を推進することを目的として策定しました。

2 計画の性格

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づいて制定された「日野市男女平等基本条例」を踏まえて平成18年3月に策定された「日野市男女平等行動計画」（以下「第一次行動計画」という。）の全面的な見直しを行い、「第二次日野市男女平等行動計画」として策定しました。
- この計画は、あらゆる分野で市民・事業者・市が協働しつつ、日野市における男女平等社会の実現に向けて取り組むべき行動提案を示したものです。
- この計画は、当初から市民参加を経て、市民との協働作業をとおして策定されました。つまり、素案作成前の段階から日野市男女平等推進委員会より提出された報告書の提言を聞き、策定作業の段階においては、市民・事業者・市職員から構成される日野市男女平等行動計画策定委員会を設置し、委員がそれぞれの立場から男女平等社会の形成について検討を重ねた経緯があります。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

4 計画の基本理念

この計画では、男女平等社会を「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、また、ともに対等に参画し、その成果も責任も分かちあう社会」と捉え、多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざすことを基本理念としています。

多様な個性が尊重され、
誰もが等しく参画できる豊かな社会をめざして

5 計画の3つの目標

I 人権が尊重される社会づくり

男女平等とは、すべての人の人権を尊重することであるという理念にたち、一人ひとりが認められる社会をめざします。

II 女性と男性が対等に働く職場・地域づくり

働くすべての人が、性別にかかわらず、個人の個性と能力を発揮できる職場づくりをめざします。また、市民一人ひとりが、多様な人々によって社会が構成されていることを認め、その個性と希望を生かし、誰もが住みやすいまちづくりに参加できる社会をめざします。

III 男女平等の推進体制づくり

男女平等推進センターの役割を整理し、市民が参加と参画をしながら男女平等を推進する体制を充実させ、男女平等社会の実現をめざします。

6 第二次計画策定のポイント

- 第一次行動計画の計画期間において男女平等の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、一定の成果をあげてきましたが、私たちを取り巻く制度・慣行等の中には、解決しなければならない問題が未だ多く存在するとの認識のもと、この計画は、第一次行動計画の成果を踏み台に次にステップアップするものです。
- 市の施策の新たなビジョンを示す「日野いいプラン2020」の個別計画として、関連分野の計画・施策等との整合性を図りました。また、国の計画である「男女共同参画基本計画」の動向(第三次基本計画として平成22年12月17日閣議決定。)や東京都の計画である「東京都行動計画チャンス&サポートプラン」を参考にしました。
- 社会経済情勢の急激な変化等をふまえ計画の着実な実行を期すため、重点施策を絞るとともに、できるかぎり事業ごとに具体的な目標を設定するようにしました。